別表

		委託料
一般型 （センター型）	５日型	8,639,000円以内
一般型 （ひろば型）	５日型	5,391,000円以内
	６～７日型	6,390,000円以内

ただし、一般型（ひろば型）において、同一建物内で一般型（センター型）が実施されている場合の委託料は、2,695,500円以内とする。

また、本市が特に常勤職員の配置を必要と認めた場合は8,639,000円以内（５日型）、9,251,000円以内（６～７日型）とし、第４条第２項の事業を実施した場合は3,302,000円以内を加算し、第４条第３項の事業を実施した場合は1,553,000円を加算する。

事業開始が年度の途中となる場合は次により算定された額による。

【一般型（センター型）】　５日型　719,916円以内×実施月数

【一般型（ひろば型）】　５日型　449,250円以内×実施月数
６～７日型　532,500円以内×実施月数

※常勤職員の配置を必要と認めた場合
５日型　719,916円以内×実施月数
６～７日型　770,916円以内×実施月数

※第４条第２項の事業を実施した場合　275,166円以内×実施月数
※第４条第３項の事業を実施した場合　129,416円以内×実施月数